

【要求水準書：別紙1】 調査・実施設計条件・リスク分担表

本別紙は、調査・実施設計業務を補完するため、本事業の調査内容及び数量、実施設計上の個別条件及び費用負担を定めるとともに、条件相違等の取扱い及び本事業のリスク分担を定める。業務の実施内容及び要求水準は要求水準書に、提出書類及び成果品は、別紙2「成果品・提出書類一覧」による。

調査及び実施設計に係る実施方法、安全管理、品質管理、試験その他の技術的事項については、関係法令のほか、契約日における最新版の次に掲げる共通仕様書及び技術基準の該当規定を準用する。

- ・測量、地質・土質調査及び公園・土木実施設計については、愛媛県（土木部）「委託業務関係共通仕様書」のうち、「測量業務共通仕様書」、「地質・土質調査業務共通仕様書」及び「設計業務等共通仕様書」の該当規定
- ・建築物及び建築設備の実施設計については、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築設計業務委託共通仕様書」その他の建築、構造、建築設備及び木造設計に関する技術基準の該当規定

ただし、これらの共通仕様書及び技術基準のうち、本事業の契約方式、技術者の配置、提出手続、契約変更その他の契約条件と整合しない規定は適用せず、契約図書に定める事項を優先する。

本別紙に定める町への報告若しくは協議又は町の確認若しくは承諾は、対象事項の内容及び根拠を整理し、設計、施工、請負代金額又は工期に影響がある場合は、その影響及び対応案を示して行うこと。協議又は承諾を要する事項は、緊急の安全確保を除き、協議結果を確認し、又は承諾を得る前に実施してはならない。協議等の結果は記録し、関係図書に反映すること。

町が受注者の提案、設計又は施工方法を確認し、又は承諾したことのみをもって、受注者の責任が町へ移転し、又は請負代金額若しくは工期の変更が確定するものではない。契約変更の取扱いは、3「条件相違等の取扱い及びリスク分担」による。

1 調査条件及び費用負担

(1) 町が提供する資料及び既往成果

町は、「公表資料・参加表明者提供資料一覧」に示す資料を公表又は提供する。受注者は、これらを調査及び実施設計の基礎資料とし、(2)に定める調査により現地条件との整合を確認すること。

(2) 受注者が行う調査

受注者は、要求水準書、本別紙、(1)の提供資料、技術提案採用事項及び現地条件を踏まえ、実施設計に必要な次の調査を行うこと。

ア 受注者は、町が提供する資料と現地を照合し、境界標、敷地及び周辺道路の高低差、既存施設、樹木、舗装、排水施設、雨水貯留施設の地表露出部、敷地出入口その他実施設計に必要な現況を確認すること。資料のみでは確認できない事項は、現地測定、目視、開蓋、非破壊調査、施設管理者への照会その他適切な方法により確認するものとする。

実施設計上必要な場合は、町の承諾を得た上で、既存施設の部分開口・部分解体、舗装の部分撤去、試掘その他現況を改変する調査を行うことができる。この場合、受注者は目的、範囲、方法、安全措置、影響、関係法令上必要な手続及び復旧方法を整理し、確認結果とともに実施設計及び施工計画に反映するものとし、費用負担はエの定めによる。

イ 地盤調査

受注者は、既往の地盤調査結果を補完し、建築物等の構造及び基礎を中心とする実施設計に必要な地盤条件を確認するため、本別紙末尾の「地盤調査位置図」に示す位置を基本として、次の追加地盤調査を行うこと。

調査項目	数量	調査条件
機械ボーリング（本孔）	3 m （1 孔）	ノンコアボーリング、孔径66mm、掘進長 3 m。粘性土・シルトを対象とし、標準貫入試験及び孔内水位の観測を行うこと。
機械ボーリング （試料採取用別孔）	2 m （1 孔）	ノンコアボーリング、孔径116mm、掘進長 2 m。本孔と同一の仮設足場で施工できる範囲に設けること。
乱さない試料の サンプリング	1 本	GL－2 m 付近の粘性土層から、固定ピストン式シンウォールサンプラーを基本として採取すること。
標準貫入試験	3 回	本孔において、原則として深さ 1 m ごとに実施すること。
スクリーウエイト 貫入試験	184m	23箇所、各箇所の予定深度 8 m。地盤の硬軟若しくは締まり具合及び土層構成を確認すること。
室内土質試験	1 式 （各1試料）	土粒子の密度試験、三軸圧縮試験（非圧密非排水条件（UU））及び圧密試験（標準方式）を行うこと。

(ア) 孔内水位等の観測

孔内水位は、本孔において毎作業日の作業開始前に観測し、観測日時を記録すること。掘進中に湧水が認められた場合は、その状況及び湧水量を記録し、必要に応じて水位又は被圧水頭を測定すること。スクリーウエイト貫入試験において地下水が認められた場合も、可能な範囲で水位を測定し、記録すること。

(イ) 資機材の運搬及び仮設足場

上表の調査には、資機材の運搬並びに仮設足場（平坦足場、高さ0.3m以下、1箇所）の設置及び撤去を含むものとする。本孔及び試料採取用別孔は、同一の仮設足場で施工できる範囲に設定すること。

(ウ) 調査位置及び調査継続が困難な場合の対応

調査位置は、現地の支障物、地下埋設物、建築物等の配置及び技術提案採用事項を踏まえて設定し、調査着手前に町の承諾を得るものとする。予定深度に達する前に、礫、地中障害物その他の理由により調査又は試験の継続が困難となった場合は、その状況を記録し、速やかに町と協議すること。

(エ) 調査結果の評価及び実施設計への反映

受注者は、調査結果を既往の地盤調査結果と併せて評価し、ボーリング柱状図及び土質又は地質断面図の作成、地層及び土性の工学的判定、設計用土質定数の設定並びに支持力、沈下、液状化その他基礎設計に必要な検討を行うこと。その結果を踏まえ、採用する基礎形式及び地盤対策の妥当性並びに設計及び施工上の留意事項を整理し、建築実施設計に反映するものとする。調査完了後は、調査孔を適切に閉塞し、調査箇所を原状に復すること。

ウ 地下埋設物及び既存インフラの調査

(1)の提供資料、施設管理者への照会及び現地確認等により、地下埋設物、防火水槽、既存排水、上下水道、電気、通信その他の既存インフラの位置、深さ、構造及び接続条件を確認すること。実施設計上、正確な位置又は状態を確認する必要がある場合は、ア及びエの定めに基づき、探査、試掘その他必要な調査を行うものとする。

エ 補足調査及び条件相違を確認するための追加調査

受注者が提案又は採用する施設配置、構造、基礎、材料若しくは施工方法に必要な補足測量、地盤調査、現況測定、地下埋設物調査その他の補足調査は、受注者の責任及び費用負担により行うこと。

町が提供した資料又は設計条件と現地条件との間に重大な相違があり、又はそのおそれがある場合の追加調査及び費用負担は、3「条件相違等の取扱い及びリスク分担」による。

各調査の結果及び実施設計への反映内容は、別紙2「成果品・提出書類一覧」により提出すること。

(3) 調査結果の確認及び実施設計への反映

受注者は、町が提供する資料及び(2)に定める調査の結果を総合的に確認し、実施設計に用いる条件を整理したうえで、設計図書、工事費及び工程に適切に反映するものとする。

ア 既往資料等の照合

町が提供する資料、(2)の調査結果及び現地条件を照合し、その整合性、実施設計への適用範囲及び留意事項を整理すること。資料の不足、不一致その他確認を要する事項がある場合は、その内容及び設計への影響を整理すること。

イ 調査計画及び調査結果の報告

調査着手前に、目的、位置、項目、数量、方法、工程、安全対策及び原状復旧方法を町へ報告すること。調査位置、数量又は方法を変更する場合は、あらかじめ町と協議すること。

調査結果は、調査記録、測定値、解析結果、既往資料又は想定条件との相違、設計上の留意事項及び追加調査の必要性を整理し、町へ報告すること。設計又は施工に影響する事象は、速やかに報告すること。調査成果品は、別紙2「成果品・提出書類一覧」による。

ウ 実施設計への反映

調査結果に基づき、計画地盤高、造成、基礎・構造、施設配置、雨水貯留施設上部の利用、屋外排水、既存インフラとの取り合い、施工・仮設計画、維持管理その他必要な設計条件を設定し、その根拠及び調査結果との対応関係を関係図書に明示すること。

技術提案採用事項、本別紙に定める設計条件又は既往設計図書に示す計画を見直す必要が生じた場合は、その内容及び影響を整理し、町と協議すること。契約図書の内容に変更が生じる場合は、必要な手続を行うこと。

(4) 調査分担・費用負担表

調査の実施主体及び費用負担は、次表のとおりとする。「受注者負担」は請負代金額に含み、原則として契約変更の対象としない。「町負担」は、町が別途実施し、又は協議に基づき請負代金額の変更対象とする。

区分	内容	実施主体	費用負担
町が提供する資料及び既往成果	(1)に定める資料及び既往成果の提供	町	町
本別紙に定める調査	(2)アからウまでに定める現地調査及び既往資料との照合、地盤調査並びに地下埋設物及び既存インフラの調査	受注者	受注者
受注者の設計内容等に伴う補足調査	受注者が提案又は採用する施設配置、構造、基礎、材料又は施工方法に必要な補足調査	受注者	受注者

区分	内容	実施主体	費用負担
受注者の責めに帰すべき事由による再調査	調査の不足、誤り、成果の不備、調査箇所の損傷等により必要となる再調査	受注者	受注者
条件相違を確認するための追加調査	町が提供した資料又は設計条件と現地条件との重大な相違を確認するため、町が必要と認める追加調査	協議により決定	3により決定。 ただし、条件相違に該当する場合は町負担を基本とする。
地盤条件等による調査内容又は数量の変更	礫、地中障害物、想定と異なる地層等により、予定深度、調査位置、調査方法又は数量の変更が必要となる場合	協議により決定	3により決定
町の指示による追加調査	契約締結後の町の方針又は設計条件の変更等により必要となる調査	受注者又は町が指定する者	町

町負担となる可能性がある調査は、着手前に町と協議すること。町との協議を経ずに実施した調査は、緊急やむを得ない場合又は町が事後に必要性を認めた場合を除き、受注者負担とする。本表に定めのない調査及び費用負担は、3「条件相違等の取扱い及びリスク分担」により決定する。

2 実施設計における個別条件

(1) 土木・公園設計条件

本項は、要求水準書及び準用する共通仕様書等に定めのない本事業固有の設計条件を定めるものである。

ア 造成及び計画地盤高

- (ア) 既往設計図書に示す、公園側を周辺道路よりおおむね20cm高くする考え方及び芝生広場におおむね1.25mの高低差を設ける起伏は、確定値ではなく、実施設計における検討条件とすること。
- (イ) 測量成果及び地盤調査結果を踏まえ、雨水貯留施設の必要土被り、建築物の設計GL、周辺道路とのすり付け及び必要土量を確認すること。

イ 雨水貯留施設上部の利用条件

- (ア) 雨水貯留施設上部は、町が提供する関係資料に示す許容上載荷重 $10\text{kN}/\text{m}^2$ 及び標準土被り1.0mを基本条件とすること。
- (イ) タコのすべり台については、既往検討に示す設置荷重約 $30\text{kN}/\text{m}^2$ 、盛土高約1.2m及び軽量盛土を取り入れたレベル2地震時の検討結果を参照すること。
- (ウ) 実施設計における最終的な配置、形状、基礎及び盛土条件に基づき、タコのすべり台及び雨水貯留施設の構造上の安全性を改めて確認すること。
- (エ) 雨水貯留施設の点検口、排気孔及びポンプピットについて、開閉、機器の搬出入、点検、清掃及び補修に必要な作業空間を確保すること。
- (オ) 必要な作業範囲及び管理動線は、施設管理者へ確認して設定すること。
- (カ) 雨水貯留施設整備工事の完成図書又は完成後の現況が既往設計図書と異なる場合は、完成図書及び現況を設計条件として取り扱うこと。
- (キ) 地表に露出する丸形鋼管矢板その他の構造物については、安全性、景観、耐久性及び将来の点検に配慮した処理方法を検討し、町と協議すること。

ウ 園路、広場、舗装及び外構

- (ア) 既往設計図書に示す透水性コンクリートブロック舗装、アスファルト舗装、土系舗装及びゴムチップ舗装等の舗装区分は、実施設計における検討条件とすること。
- (イ) 既往設計図書に示す常設駐車区画10台分と、スポーツ広場を臨時駐車場として使用する場合は、駐車区画、進入経路及び歩行者動線を区分して整理すること。
- (ウ) 平常時及び臨時駐車時の利用方法を設計図書に明示すること。

エ 遊具、休憩施設その他公園施設

- (ア) バスケットリング及びスポーツウォールは、それぞれ2基を配置すること。
- (イ) タコのすべり台、はんざり遊具及びアスレチック的なオリジナル遊具については、詳細設計の確定前に、形状、利用方法、基礎、周辺地形、仕上げ及び維持管理方法を確認できる図面、立体図その他必要な資料を作成し、町の確認を受けること。

オ 植栽及び既存樹木

- (ア) 公園北側の既存樹木は、保存を基本として計画すること。
- (イ) 施設配置、樹木の健全性その他の理由により伐採、移植又は更新が必要となる場合は、対象樹木、理由及び代替方針を整理し、町と協議すること。
- (ウ) 既往設計図書に示すシンボル樹、桜及び園芸活動に利用するスペースは、実施設計における検討条件とすること。
- (エ) 雨水貯留施設上部に植栽を行う場合は、土被り及び荷重条件の範囲内で必要な有効土層を確保すること。
- (オ) 雨水貯留施設、点検口、舗装及び地下埋設物に根系が影響を与えない植栽基盤とすること。

カ 屋外排水及び既存インフラ

- (ア) 既存の防火水槽は存置を基本とし、取水口、標識、消防活動に必要な空間及び管理動線を確保すること。
- (イ) 配置計画上、既存の防火水槽の状態を変更する必要がある場合は、消防関係機関及び町と協議すること。
- (ウ) 旧プール、老人憩の家及び旧保育所等に由来する既存管路、柵、基礎その他の地下構造物について、存置利用、存置閉塞、撤去又は移設の区分を整理し、実施設計図書に明示すること。
- (エ) 既存排水施設を利用する場合は、接続位置、管底高、流下能力及び管理区分を確認すること。

キ 周辺道路及び敷地出入口

- (ア) 既往設計図書に示す敷地出入口の位置及び幅員は、実施設計における検討条件とすること。
- (イ) 既存側溝、集水柵、電柱、標識その他の道路附属物との取り扱いを確認すること。
- (ウ) 義農神社との間にある既存の出入口及び従来からの人の往来については、祭礼その他従来の一體的な利用を踏まえて取り扱うこと。
- (エ) 既存の動線を変更又は制限する場合は、代替動線及び運用方法を整理し、町と協議すること。

ク 建築及び建築設備との取り扱い

- (ア) 建築物の出入口、軒下及び屋内外の連続部分に、表面水又は屋根排水が流入しない納まりとすること。

(2) 建築設計条件

本項は、既往設計図書（建築）に示す設計意図及び計画内容を踏まえ、実施設計において適用する設計と条件、図面のみでは明確でない個別条件及び実施設計における取扱いを定めるものである。

ア 設計と条件（概要）

項目	設計と条件
対象施設	義農公園
所在地	伊予郡松前町大字筒井地内
敷地面積	約 7,200 m ²
用途地域等	第一種住居地域／一部都市公園※／防火地域及び準防火地域の指定なし ※現況は一部が都市公園区域であり、区域変更後の都市公園区域全体を一の敷地として整理する
施設用途 （設計業務上の用途区分）	文化・交流・公益施設 令和6年国土交通省告示第8号別添二第十二号（第1類）相当
設計の基礎資料	要求水準書、技術提案採用事項、既往設計図書、本別紙、町が提供する資料及び各種調査結果

イ 各建築施設の詳細条件：各施設の形状、寸法、諸室面積、便器数、収納、設備等は、要求水準書及び本別紙に定める条件を満たすとともに、既往設計図書に示す内容を踏まえ、次の事項を実施設計において確認すること。

対象	実施設計条件
チャレンジキッチン	既往設計図書に示す厨房機器及び配置を検討条件とし、想定する営業形態及び関係機関協議を踏まえて、固定機器、可動機器、持込み機器及び町が別途調達する物品の区分を明確にすること。
フォリー（あずま屋）	利用者用電源として USB ポートを設置すること。仕様及び設置位置は、防水性、いたずら防止及び管理方法を踏まえて決定すること。

ウ 構造及び基礎

項目	実施設計条件
構造方式	木造と鉄骨を組み合わせた混構造の構造計画とする。各施設の架構方式は、既往設計図書に示す構造計画を踏まえて検討すること。
耐震安全性	交流・体験学習棟は構造体Ⅱ類、建築非構造部材 B 類及び建築設備乙類とし、大屋根、フォリー（あずま屋）及び倉庫は構造体Ⅲ類、建築非構造部材 B 類及び建築設備乙類を基本とすること。

項目	実施設計条件
基礎工法	基礎工法は、直接基礎にコロンブス工法による地盤置換を組み合わせる方法を基本とする。既往設計図書における検討内容を参照し、本別紙に定める地盤調査結果を踏まえ、支持力、沈下、液状化、地下水位、施工性及び地下構造物への影響を確認すること。
基礎工法の変更	地盤調査結果等により基礎工法を変更する場合は、構造安全性、施工性、工事費及び工程を比較し、町の承諾を受けること。
木材	流通材及び県産材等の活用を検討し、使用部位、調達性、品質、工事費及び維持管理性を整理すること。

エ 仕上げ、材料及び耐久性

項目	実施設計条件
仕上げ及び材料	既往設計図書の「仕様説明書／仕上概要書」に示す仕上げ、材料及び色彩を検討条件とする。変更する場合は、品質、耐久性、維持管理性及び工事費を比較し、材料見本又は色見本を提示して町と協議すること。

(3) 建築設備設計条件

本項は、既往設計図書（電気設備及び機械設備）に示す設備計画を実施設計に引き継ぐための設計と条件及び個別条件を定めるものである。設備の対象室、容量、台数及び器具仕様は、要求水準書及び本別紙に定める条件を満たすとともに、既往設計図書に示す設備計画を踏まえ、実施設計における負荷計算、関係機関協議及び運用条件を踏まえて確定すること。

ア 電気設備

項目	実施設計条件
電気方式	電灯用は単相三線200／100V・60Hz、動力用は三相三線200V・60Hzを基本とすること。
受電、幹線及び動力	既往設計図書に示す負荷計画を参照し、照明、空調、厨房機器、給湯、屋外設備等の負荷を再計算し、受電方式、契約電力、幹線容量及び保護方式を確定すること。電灯分電盤、動力制御盤及び各種電源盤は、屋外設置の鋼板製・鍵付き仕様を基本とすること。
系統及び制御	交流・体験学習棟、大屋根、倉庫、フォリー（あずま屋）及び屋外設備は、利用形態及び管理区分に応じて系統を分け、必要な範囲を個別に使用又は停止できる計画とすること。動力設備は、警報盤による集中監視及び機器周辺での手元監視を基本とすること。

項目	実施設計条件
照明	各室の用途、屋外との明暗差及び管理方法を踏まえ、照度、器具配置及び点滅区分を定めること。夜間使用照明は、タイマー・人感センサーによる自動点滅及び管理者の手動操作を可能とすること。
コンセント	各室に一般用・機器用コンセントを設け、空調機、厨房機器、温水洗浄便座その他専用電源を要する機器は専用回路とすること。えんがわ、大屋根周辺及びフォリーには、イベント利用等に対応した屋外用電源を設け、防水、漏電防止、施錠及び管理に配慮すること。
再生可能エネルギー	太陽光発電等について、要求水準書に基づき導入可能性を検討し、採用する場合は、受電設備、系統連系、設置場所、構造、景観、維持管理及び災害後利用との整合を図ること。

イ 給排水衛生設備

項目	実施設計条件
給水	周辺道路の水道本管からの直結給水方式を基本とし、交流・体験学習棟には公園給水設備とは別に水道メーターを設けること。水圧、口径、必要水量及び接続条件は、施設管理者との協議により確認すること。
衛生器具	既往設計図書に示す器具数及び配置を検討条件とすること。大便器は洋式・自動感知型節水洗浄弁・温水洗浄便座付き、小便器は自動感知型節水洗浄弁、洗面器は自動水栓を基本とする。多目的便所には、車いす利用に対応した便器、可動式手すり、オストメイト対応設備等を設けること。
子育て対応設備	男子便所及び女子便所にはベビーチェア、授乳室にはおむつ交換台等を設けること。設置位置及び仕様は、安全性、清掃性、プライバシー及び利用者動線を踏まえて決定すること。
給湯	局所給湯方式を基本とし、給湯室は小型電気温水器、チャレンジキッチンにLPガス給湯器を基本とすること。給湯配管はステンレス鋼管を基本とすること。
排水通気	重力式を基本とし、屋内は汚水と雑排水を分流し、屋外は汚水と雑排水を合流したうえで、雨水と分流すること。公共下水道等の接続先、排水能力及び接続高さを確認し、必要な通気、阻集器及び清掃口等を計画すること。
ガス設備	チャレンジキッチンはLPガスを使用する計画を基本とし、給湯器及び厨房機器の使用量を踏まえて容量を決定すること。容器置場、配管経路、換気、遮断、防火及び維持管理について、消防、ガス事業者等との協議結果を反映すること。

ウ 空調・換気設備

項目	実施設計条件
空調方式	電気式空冷ヒートポンプ方式を基本とすること。冷媒管は冷媒用銅管、ドレン管は硬質塩化ビニル管を基本とすること。
空調対象室	体験学習室、学習支援室、チャレンジキッチン及び授乳室を空調対象の基本とし、既往設計図書に示す能力及び台数を検討条件として、室用途、利用人数、発熱量、日射等に基づく熱負荷計算により確定すること。
一般換気	第三種換気方式を基本とすること。便所、授乳室、給湯室、備品庫、倉庫、更衣室等は、室用途、利用形態、湿気、臭気等を踏まえて必要な換気を計画し、換気設備を設ける場合は、人感センサー又はタイマー等による運転を検討すること。
厨房換気	チャレンジキッチンは、厨房機器、発熱量、燃焼機器及び営業形態に応じて、レンジフード又は厨房用排気ファン、給気及び臭気対策を計画すること。
機器配置	室外機、換気口等は、景観、騒音、排熱、風雨、いたずら防止、点検及び機器更新に配慮して配置すること。

エ 防災、防犯及び通信設備

項目	実施設計条件
防災設備	非常照明は建築基準法、誘導灯その他消防設備は消防法及び消防機関との協議結果に基づき設けること。非常照明及び誘導灯は、蓄電池内蔵型を基本とすること。
非常呼出設備	多目的便所に非常呼出ボタンを設け、管理者が確認できる場所に呼出表示盤を設置すること。既往設計図書に示す学習支援室への表示盤設置を検討条件とする。
防犯・警備設備	各室の管理区分、開館時間、施錠方法及び事業活動での利用を踏まえ、機械警備、侵入監視その他必要な防犯設備を計画すること。防犯カメラ等を設置する場合は、撮影範囲、プライバシー、録画データの管理及び景観に配慮すること。
通信設備	電話設備は1回線、LAN設備はカテゴリ6、テレビ設備はUHF・BS・CSアンテナ方式を基本とすること。インターネット回線、無線LANの必要性及び利用範囲は、施設の運用、事業活動及び災害後利用を踏まえて町と協議すること。
災害後利用	災害後の生活支援及び受援活動に用いる電源、照明、通信等について、使用可能な回路、接続箇所、操作方法及び復旧後の点検方法を明確にすること。技術提案採用事項に非常用電源等が含まれる場合は、通常時の電気設備との接続及び管理区分を整理すること。

オ 屋外設備及び既存インフラとの接続：屋外設備及び既存インフラとの接続に係る個別条件は、次のとおりとする。

項目	実施設計条件
屋外電源	えんがわ、大屋根周辺及びフォリーに屋外用コンセントを設けること。フォリーには、利用者用電源としてUSBポートを設置すること。仕様及び位置は、防水、漏電、いたずら防止、施錠、イベント利用及び災害後利用を踏まえて決定すること。
屋外給排水	えんがわ周辺に足洗い場及び手洗い場を設けること。屋外水栓、排水、マンホールトイレその他災害後利用に必要な設備は、平時の管理、凍結・破損防止、衛生管理及び接続方法を踏まえて計画すること。
屋外照明	公園照明との点滅区分、制御方法及び工事区分を整理し、必要な電源、配管及び配線を計画すること。タイマー制御及び人感センサーを設け、時間帯及び人の在・不在に応じて自動で点灯・消灯又は調光できるものとし、管理者による手動操作も可能とすること。周辺住宅、義農神社及び道路への光害やまぶしさを抑えること。

(4) 既往協議及び許認可上の個別条件

本項は、既往設計段階における町内部及び関係機関との協議結果のうち、実施設計に引き継ぐべき個別条件を定めるものである。既往協議の結果は、最終的な許認可又は関係機関の承認を保証するものではない。

ア 既往協議により確認されている条件

既往設計段階では、令和8年4月に愛媛県都市整備課及び中予地方局建築指導課との間で、都市公園法上の施設分類、建蔽率の取扱い及び建築基準法上の敷地設定等について協議が行われている。受注者は、既往設計業務報告書及び協議記録を確認し、当該協議の経過及び前提条件を引き継いで実施設計を行うこと。

既往協議は、既往設計図書に示す施設配置、用途、規模、諸室名称、利用目的及び管理運営の想定を前提としている。これらを見直す場合は、当該協議結果をそのまま適用できるかを確認し、必要に応じて関係機関と再協議すること。

イ 関係機関から示されている設計条件

受注者は、下表の条件について、実施設計着手後の早い段階で関係機関に確認し、都市公園法、建築基準法、消防法、バリアフリー関係法令その他関係法令に基づく手続との整合を確保すること。

項目	設計条件
交流・体験学習棟	都市公園法上の教養施設である体験学習施設として整理することを基本とする。諸室名称、利用目的、チャレンジキッチンを含む各機能及び管理運営の想定が、体験学習施設としての位置付けと整合することを確認すること。
大屋根	都市公園法施行令第6条第1項第3号に係る高い開放性を有する建築物である屋根付広場として整理することを基本とする。
フォリー（あずま屋）	都市公園法上の休養施設として整理することを基本とし、休憩利用の実態が明確となる施設内容とすること。
倉庫	都市公園法上の管理施設である倉庫として整理することを基本とし、公園及び各施設の管理に必要な用途として計画すること。
便所	交流・体験学習棟に附属して設ける便所として整理することを基本とする。ただし、同棟の利用者に限らず、公園利用者も利用できる計画とすること。利用時間及び管理方法を踏まえた配置、動線及び施錠方法を検討するとともに、都市公園移動等円滑化基準、県・町条例その他関係基準への適合を確認すること。
都市公園法上の建蔽率	施設ごとに一般部分及び建蔽率特例の適用根拠を区分し、異なる特例を単純に重複加算しないこと。施設の用途、建築面積及び特例の根拠を整理し、町及び関係機関の確認を受けること。

項目	設計条件
建築基準法上の敷地	都市公園区域全体を一の敷地（区域変更後）として整理することを基本とする。ただし、各建築物が用途上不可分の関係にあることを、施設機能、利用形態及び管理運営の面から確認すること。
建築面積	建築基準法令に基づき算定すること。フォリー等について、平成5年建設省告示第1437号に定める高い開放性を有する構造として建築面積の一部を不算入とする場合は、開放部分の長さ、柱間隔、天井高さ、階数その他の要件への適合を確認すること。

ウ 当初想定と異なる条件が示された場合の取扱い

関係機関との協議、申請、届出又は検査等において、既往協議又は既往設計図書の想定と異なる条件が示された場合は、その根拠、内容並びに設計、工事費及び工程への影響を整理し、町と協議すること。条件相違及び契約変更の取扱いは、3「条件相違等の取扱い及びリスク分担」による。

3 条件相違等の取扱い及びリスク分担

(1) リスク分担の基本方針

ア 基本原則

本事業におけるリスクは、その発生原因、予見可能性、回避可能性、管理能力及び必要な情報の所在を踏まえ、最も適切に管理できる者が負担することを基本とする。ただし、契約図書に定めがある場合は、その定めによる。

イ 受注者が負担するリスク

受注者は、公募時及び契約締結時に提供された資料、現地確認、質問回答及び専門的知見により通常予見できる条件を踏まえて本事業を履行するものとする。受注者の提案、設計、施工方法、仮設計画、材料・機器の選定及び調達、関係者間の調整、工程管理、品質管理、安全管理その他受注者が管理できる事項に起因するリスクは、受注者が負担する。

ウ 町の指示等及び条件相違

町の指示若しくは町の責めに帰すべき事由により生じたリスク又は受注者が必要な確認を行っても通常予見することが困難な契約図書と現地条件との重大な相違については、その影響及び負担を町と受注者が協議する。ただし、町が提供した資料と現地条件との相違のみをもって町の負担とはせず、当該資料の位置付け、受注者による確認状況、予見可能性及び設計・施工への影響を踏まえて判断する。

エ 法令等の変更及び不可抗力

法令等の変更、不可抗力その他町及び受注者のいずれにも責めを帰すことができない事由は、契約書及び関係法令に従って取り扱う。

オ 条件相違等を確認した場合の対応

受注者は、条件相違その他本事業の履行に影響を及ぼす事象を確認した場合は、影響の拡大防止及び安全確保に必要な措置を講じ、速やかに町へ報告するとともに、現況、発生原因、契約図書又は町が提供した資料に示す条件との相違、確認経過並びに設計、工事費及び工程への影響を整理すること。

町との協議及び承諾を経ずに、設計若しくは施工内容を変更し、又は追加費用を伴う作業を行ってはならない。ただし、人命、施設又は周辺環境に対する緊急の危険を回避するために必要な措置は、この限りでない。

カ 請負代金額及び工期の変更

請負代金額又は工期の変更は、発生原因、契約図書上の位置付け、予見可能性、受注者による確認及び影響抑制の状況並びに実際の影響を踏まえ、契約書に基づき決定する。

受注者は、影響を受けない業務及び工事を継続するとともに、設計若しくは施工方法の見直し、工程調整その他合理的な方法により、追加費用及び工期への影響を最小限に抑えるものとする。

(2) 条件相違の対象

契約図書に示す条件又は町が提供する資料に示す前提条件と、受注者が必要な調査及び確認を行った結果判明した実際の条件との間に、通常予見することが困難な重大な相違があり、実施設計、施工方法、工事費又は工程に影響を及ぼす場合は、次表に掲げる事項を条件相違の対象とすることがある。

区分	対象となる条件相違
測量、地盤及び地下水条件	基準点、現況地形、敷地及び周辺道路の位置・高さ、地層、支持力、沈下、液状化、地下水位等が、町の提供資料と著しく異なる場合
地中障害物、埋設廃棄物及び既存施設	契約図書又は町が提供する資料に示されていない地中障害物、埋設廃棄物、既存構造物の基礎、杭、底版、地下槽等が確認され、又はその位置、規模、構造若しくは状態が著しく異なり、撤去、処分、保全、移設又は設計変更が必要となる場合
地下埋設物及び既存インフラ	上下水道、排水施設、防火水槽、電気、通信等の位置、深さ、構造、容量、使用状況又は接続条件が町の提供資料と著しく異なり、施設配置、基礎、配管・配線、排水又は施工方法の変更が必要となる場合
雨水貯留施設	位置、構造、天端高さ、許容荷重、土被り、点検孔、排気孔、ポンプピット等が町の提供資料と著しく異なり、上部利用又は維持管理に関する計画の変更が必要となる場合
町が提示した設計条件及び既往協議条件	町が提示した施設配置、構造、規模、性能、既存施設の取扱い等の前提となる事実と重大な相違がある場合又は町の指示若しくは関係機関の判断により、既往協議と著しく異なる条件への対応が必要となる場合

ただし、資料の性質上通常想定される誤差、位置のずれ、経年変化若しくは季節変動、設計及び施工に実質的な影響を及ぼさない軽微な相違、通常の現地確認、照会若しくは調査により確認できた事項又は受注者の提案、設計若しくは施工方法に起因する変更は、原則として条件相違の対象としない。

また、既往協議は最終的な許認可又は関係機関の承認を保証するものではなく、実施設計の具体化に伴う通常の確認、調整、資料修正、再協議及び関係法令に基づき通常想定される条件への対応も、条件相違の対象としない。

条件相違への該当性は、町が提供した資料の位置付け、相違の内容及び程度、予見可能性、受注者による調査及び確認の状況並びに設計、施工、工事費及び工程への影響を踏まえて個別に判断するものとし、表に掲げる事項に該当することのみをもって、直ちに請負代金額又は工期の変更の対象となるものではない。

(3) 条件相違が判明した場合の手続

条件相違又はそのおそれが判明した場合は、次の手続により対応する。受注者は、町による事実確認及び指示又は承諾を受ける前に、当該事象を理由として設計若しくは施工内容を変更し、又は追加費用を伴う作業を行ってはならない。ただし、緊急の安全措置については、この限りでない。

ア 初動対応

受注者は、作業の継続により人身、施設、周辺環境又は工事目的物に危険若しくは損害が生じるおそれがある場合は、直ちに影響範囲の作業を中止し、必要な安全措置を講じること。現況は町の確認が完了するまで可能な限り保持し、やむを得ず変更する場合は、あらかじめ写真、動画、測定結果等により記録すること。影響を受けない業務及び工事は、安全を確認したうえで継続するものとする。

イ 報告及び事実確認

受注者は、条件相違又はそのおそれを確認した場合は、速やかに町へ報告すること。緊急の場合は、口頭その他迅速な方法により報告した後、書面を提出するものとする。報告には、判明日時及び場所、現況、契約図書又は町が提供した資料に示す条件との相違、確認経緯、講じた安全措置並びに設計、施工、工事費及び工程への影響の見込みを記載し、写真、図面、測定結果等を添付すること。

受注者は、町による現地確認その他の事実確認に協力し、条件相違の位置、範囲、数量、状態、原因及び契約図書との関係を確認するために必要な記録及び資料を提出すること。

ウ 追加調査

試掘、探査、測量、地盤調査、材料試験その他の追加調査が必要な場合は、受注者は、その目的、範囲、方法、安全対策、費用及び工程への影響を整理し、町と協議すること。追加調査は、緊急の安全確保に必要な場合を除き、町の指示又は承諾を受けた後に実施するものとする。

なお、追加調査に対する町の指示又は承諾のみをもって、その費用を町が負担するものとはせず、調査結果、条件相違への該当性及び契約図書の定めを踏まえて決定する。

エ 影響整理及び対応案

受注者は、事実確認及び追加調査の結果を踏まえ、設計及び施工への影響、工事費の増減内容、数量、単価及び算定根拠並びに工程への影響、クリティカルパス及び工程回復の可能性を整理すること。

対応方法が複数ある場合は、要求水準への適合性、安全性、施工性、工事費、工程及び維持管理性を比較した対応案を提示し、設計若しくは施工方法又は施工順序の見直し等により、追加費用及び工程への影響の抑制を検討すること。

オ 町の指示等及び契約変更

町は、報告、事実確認、追加調査及び影響整理の結果を踏まえ、作業の中止若しくは再開、追加調査、設計条件、対応方法又は設計若しくは施工内容の変更その他必要な事項を指示し、又は受注者の提案を承諾するものとする。

受注者は、その内容を設計図書、施工計画、工事費内訳、工程その他関係書類に反映すること。請負代金額又は工期の変更が必要な場合は、契約書に基づき協議及び契約変更の手続を行うものとする。変更契約の締結に当たり、法令、条例等により議会の議決を要する場合は、当該議決その他必要な手続を経るものとする。町の指示又は承諾のみをもって変更契約が成立したものとはみなさない。

受注者は、条件相違の発見から対応完了までの報告、確認、協議、指示、承諾及び実施結果を記録し、関係書類とともに整理すること。

(4) 契約変更協議の対象及び対象外

ア 契約変更協議の対象

(2)に掲げる条件について、(3)に定める手続により、契約図書に示す条件又は町が提供する資料に示す前提条件と実際の条件との重大な相違が確認され、町が設計図書の訂正若しくは変更又は追加対応を必要と認めた場合は、これに直接起因する請負代金額又は工期への合理的な影響を契約変更協議の対象とする。

町の指示による要求水準、設計条件、施設内容若しくは施工範囲の変更、受注者の責めに帰すことができない法令等の変更、関係機関から既往協議と著しく異なる条件が示された場合その他契約書において協議の対象とされる事由についても、同様とする。

追加調査、設計変更、工事内容の追加若しくは変更、作業の中止若しくは再開、安全措置等は、町が書面により指示し、又は契約変更協議の対象と認めたものに限る。ただし、緊急の安全確保に必要な措置は、その必要性及び内容を事後に確認して判断する。

イ 契約変更協議の対象外

次に掲げる事項は、原則として契約変更協議の対象としない。

- (ア) 要求水準書、技術提案採用事項その他の契約図書を満たすために通常必要となる調査、検討、設計の具体化、構造計算、設備容量の設定、納まりの調整、関係機関協議、申請図書の修正、工事区分の調整その他の実施設計業務
- (イ) 受注者の提案、設計、施工方法、仮設計画、材料・機器の選定、調達、工程計画又は関係者間の調整に起因する費用又は期間の増加
- (ロ) 受注者の調査、確認、照査、設計若しくは施工の不足、誤り、脱漏、不整合又は契約図書への不適合を是正するための対応
- (エ) 町の提供資料との軽微な相違若しくは通常想定される誤差、経年変化若しくは季節変動又は必要な現地確認、照会若しくは調査により通常予見できた気象条件、現場条件、施工上の制約、資材の調達期間その他の条件
- (オ) 受注者が契約締結時に想定した数量、単価、歩掛り、施工方法又は見積条件と実際の施工内容との差異。契約図書又は実施設計完了時に町の承諾を得て確定した設計数量と実際数量との差異についても、当該数量差のみをもって契約変更協議の対象とはしない。ただし、町の指示、契約図書の変更又は条件相違に起因するものを除く。

(カ) 町との協議を行わず、町の回答、指示又は確認を受ける前に受注者の判断で行った設計変更、追加作業又は施工。ただし、緊急の安全確保に必要であったと町が認める措置を除く。

町が受注者の提案、施工方法、材料、機器等を承諾したことのみをもって、これらに係る責任又は費用負担が町へ移転するものではない。なお、賃金、物価若しくは資材価格の変動、不可抗力その他契約書に別段の定めがある事項は、その定めにより取り扱う。

ウ 請負代金額及び工期の算定

請負代金額又は工期の変更は、条件相違又は変更事由と直接の因果関係があり、本事業の目的及び要求水準を満たすために合理的に必要な範囲に限る。

請負代金額は、変更直前の契約上の設計条件又は町の承諾を得た設計内容と、町が指示し、又は契約変更協議の対象と認めた変更後の内容との差異を基本として、契約書及び町の積算基準等に基づき算定する。この場合、増額要因と併せて、不要となる工事、数量の減少、施工方法の見直しその他の減額要因を反映し、受注者の見積額又は実支出額のみをもって変更額を決定しない。

工期は、工程上重要な作業への影響、中止期間、追加調査、設計変更、資材調達及び施工に必要な期間並びに工程回復の可能性を踏まえて定める。施工順序の変更、並行作業その他合理的な工程調整により回避又は短縮できる期間は、原則として延長の対象としない。

町が工期の維持又は短縮を指示し、追加の人員、機械、仮設等が必要となる場合は、その必要性、内容、費用及び実現可能性を確認したうえで、請負代金額の取扱いを協議する。

エ 協議及び契約変更の手続

受注者は、変更内容、数量、算定根拠、増減額、工程への影響その他町が必要とする資料を提出すること。契約変更協議の対象となることが確認された場合であっても、請負代金額又は工期の変更が確定するものではない。原則として、変更内容、請負代金額及び工期について協議し、契約変更の手続を経た後に当該作業を実施するものとする。ただし、安全確保又は工程上やむを得ない理由により変更契約前の対応が必要な場合は、町の書面による指示に基づき実施し、その後速やかに契約変更の手続を行うものとする。

(5) リスク分担整理表

本事業の主なリスク分担は次表を基本とする。個別事象は、発生原因、予見可能性、受注者の調査・確認及び影響抑制の状況並びに設計、施工、工事費及び工程への影響を踏まえ、契約書及び(1)から(4)までに基づき判断する。

「○」は所定の要件を満たす場合に契約変更協議の対象となり得ることを示し、請負代金額又は工期の変更を確定するものではない。「―」は原則対象外、「契約書による」は契約書の定めに従うことを示す。

区分	主なリスク項目	原則負担者	契約変更協議
提示条件	町による要求水準、設計条件、施設内容又は施工範囲の変更	町	○
条件相違	(2)に掲げる測量・地盤・地下水、地中障害物・埋設廃棄物・既存施設、地下埋設物・既存インフラ、雨水貯留施設又は町の提示条件等の重大な相違	町 (条件相違に該当する場合)	○
条件相違	町が提供する資料の軽微な誤差、位置のずれ、経年変化、季節変動その他通常予見できる相違	受注者	―
調査	本別紙に定める調査及び受注者の提案、設計又は施工方法に応じて必要となる補足調査	受注者	―
調査	条件相違の確認のため、町が必要と認めた追加調査	調査結果及び条件相違への該当性による	○
設計・許認可	通常の実施設計、技術提案採用事項の実現、請負代金額の範囲内の設計調整、通常の関係機関協議及び受注者の誤り等の是正	受注者	―
施工・調達	施工方法、仮設、施工順序、安全・品質管理並びに材料、機器及び労務の調達	受注者	―
工程・気象	受注者の設計、調達、施工若しくは関係者調整の遅延又は通常予見される気象条件	受注者	―
町起因	町の指示、条件変更、事業方針その他町の責めに帰すべき事由による変更又は遅延	町	○
法令・物価・不可抗力	契約締結後の法令等の制定・改廃、賃金・物価・資材価格の変動、地震・異常気象その他の不可抗力	契約書による	契約書による
第三者	受注者の設計、施工又は現場管理に起因する苦情、損害等	受注者	―

※一の事象に町及び受注者双方の事由が関係する場合は、原因及び影響を区分し、それぞれの責任及び管理可能性に応じて負担を定めるものとする。

【地盤調査位置図】

